

○防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令

防衛省訓令第88号

防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令

改正 平成24年 3月29日 防衛省訓令第12号
平成27年 4月 1日 防衛省訓令第14号
平成29年 3月29日 防衛省訓令第17号
令和 元年 6月20日 防衛省訓令第 8号
令和 2年12月28日 防衛省訓令第67号
令和 5年 3月31日 防衛省訓令第22号
令和 6年 3月19日 防衛省訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号。以下「要綱」という。）別表第1に掲げる施設（以下「対象施設」という。）に関する音響の強度及び頻度の測定（以下「音響測定」という。）の方法及びその測定結果の報告等の手続について定めるものとする。

(音響測定の時期)

第2条 音響測定は、次の各号の一に該当する場合に実施するものとする。

- (1) 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）が、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。第5条において「取扱規則」という。）第3条第1項の規定により対象施設について必要な防音工事に係る補助事業等計画書を提出させたとき又は補助事業等計画書の提出前に補助金の交付を受けようとする者から要望を受け測定の必要を認めるとき
- (2) 前号により音響測定を実施した後、事情の変更により音響の強度及び頻度に変更が生じた場合で、地方防衛局長等が測定の必要を認めるとき
- (3) 地方協力局長が指示したとき

2 前項第1号に該当する場合の音響測定の実施については、次の各号の一に該当する場合には、これを省略することができるものとする。

- (1) 地方防衛局長等が、過去に実施した音響測定の結果から、対象施設に関して要綱別表第2の2の適用基準に定める音響の強度及び頻度が1級から4級までのいずれかの基準を満たしているとみなすことができると認めるとき
- (2) 要綱別表第2の2の適用基準に定める音響の強度及び頻度が1級又は2級の基準を満たしているとみなすことができる区域として、別に定める区域内に対象施設が所在するとき

(音響測定の方法)

第3条 音響測定は次の各号に定めるところにより実施し、その結果を別記第1号様式による測定記録表に記録するものとする。

- (1) 測定の場所 測定を行う対象施設の窓その他の開口部のすべてを開放の状態にした場合に音響がもっとも著しいと推定される場所とする。
- (2) 騒音計 日本産業規格（JIS）C1509に適合したものとする。
- (3) マイクロホンの位置 施設の内部で、屋外に面した窓から1メートル、床から1.2メートルとし、施設の屋外に向ける。
- (4) 聴感補正回路 原則としてC特性とする。

(5) 測定期間 1週間とする。この場合において、測定時間は、次に掲げる対象施設に応じそれぞれ次に掲げる時間とする。

ア 学校（幼稚園を除く。以下同じ。）、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校 上級学年を対象とする1日の授業時間又は1日の訓練時間

イ 幼稚園、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設（以下「家庭的保育事業等を行う施設」という。）及び幼保連携型認定こども園 教育又は保育の開始時から連続した4時間

ウ 福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）、児童発達支援センター（肢体不自由（同法第6条の2の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。次条において同じ。）を行う施設 学習指導の開始時から連続した4時間

エ 病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター（母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる事業を行うものに限る。以下同じ。） 24時間

オ 保健所及び老人デイサービスセンター 1日の業務の開始時から終了時までの間（休憩時間を除く。）

(6) 測定の対象となる音響 70デシベル以上の音響

（音響測定の記録結果の集計）

第4条 前条の音響測定の記録の結果については、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるところにより、学校、専修学校、児童自立支援施設、職業能力開発校、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設、幼保連携型認定こども園、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設にあっては別記第2号様式による学校等音響測定結果集計表の当該欄に、病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センターにあっては別記第3号様式から第5号様式までによる病院等音響測定結果集計表の当該欄に、保健所及び老人デイサービスセンターにあっては別記第6号様式による保健所等音響測定結果集計表の当該欄に、それぞれ記入するものとする。

(1) 発生回数 音響の強度の記録値のうち最も大きい値により強度別に分類した回数

(2) 継続時間 学校、専修学校、児童自立支援施設、職業能力開発校、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設、幼保連携型認定こども園、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設に係る音響の継続時間を強度別に分類した時間の合計

(3) 基準対象時間数

ア 学校、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については、1授業時間又は1訓練時間を単位とするときに、音響が基準に達する単位時間数（以下「基準対象時間数」という。）をそれぞれ強度別に分類したもの

イ 幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園については、1日の教育又は保育の開始時から連続した4時間を4等分した時間を単位時間とするときに、基準対象時間数をそれぞれ強度別に分類したもの

ウ 福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設については、1日の学習指導の開始時から連続した4時間を4等分した時間を単位時間とするときに、基準対象時間数をそれぞれ強度別に分類したもの

エ 病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センターにつ

いては、当該各時刻区分ごとに基準対象時間数をそれぞれ強度別に分類したもの

オ 保健所及び老人デイサービスセンターについては、1日の業務の開始時から終了時までの間（休憩時間を除く。）の各1時間を単位時間とするときに、基準対象時間数をそれぞれ強度別に分類したもの

(4) 発生回数計

ア 学校、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については、1日の授業時間又は訓練時間を単位時間とするときに、測定の対象となる音響の発生回数をそれぞれ強度別に分類したもの

イ 幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園については、1日の教育又は保育の開始時から連続した4時間を単位時間とするときに、測定の対象となる音響の発生回数をそれぞれ強度別に分類したもの

(5) 合計 測定した単位時間数、基準対象時間数及び発生回数の1週間の計

(6) 平均値(1) 学校、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については1授業単位時間又は1訓練単位時間を、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園については1日の教育又は保育の開始時から連続した4時間を4等分した時間を、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設については1日の学習指導の開始時から連続した4時間を4等分した時間を、それぞれ単位時間とするときに、1週間の基準対象時間数を測定した単位時間数で除して得た数

(7) 平均値(2)

ア 学校、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については、1日の授業時間又は訓練時間を単位とするときに、1週間の発生回数計及びこれに対応する継続時間を5で除して得た整数

イ 幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園については、1日の教育又は保育の開始時から連続した4時間を単位時間とするときに、1週間の発生回数計及びこれに対応する継続時間を幼稚園にあっては5で、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園にあっては6で、それぞれ除して得た整数

(報告書)

第5条 地方防衛局長等は、音響測定を実施したときは、その結果に基づいて、別記第7号様式による音響状況等報告書（以下この条において「報告書」という。）を作成し、地方防衛支局長（帯広防衛支局長及び熊本防衛支局長に限る。）にあっては地方防衛局長を経由の上、防衛大臣に提出するものとする。この場合において、騒音測定が第2条第1号に掲げる補助事業等計画書の提出に係るものであるときの報告書については、取扱規則第3条第2項の規定により防衛大臣に送付する補助事業等計画書に添付するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の日の前日までの間は、第3条第5号ウ中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」と、同号エ中「及び母子健康センター」とあるのは「、母子健康センター及び身体障害者療護施設」と、第4条各号列記以外の部分中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」と、「及び母子健康センター」とあるのは「、母子健康センター及び身体障害者療護施設」と、同条第2号及び第3号ウ中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」と、同号エ中「及び母子健康センター」とあるのは「、母子健康センター及び身体障害者療護施設」と、同条第6号中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」とする。

附 則〔平成27年4月1日防衛省訓令第14号〕

この訓令は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則〔平成29年3月29日防衛省訓令第17号〕

この訓令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則〔令和元年6月20日防衛省訓令第8号〕

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則〔令和2年12月28日防衛省訓令第67号〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和5年3月31日防衛省訓令第22号〕

（施行期日）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和6年3月19日防衛省訓令第12号〕

（施行期日）

この訓令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

別記第2号様式（第4条関係）

学校等音響測定結果集計表

地方防衛局
防衛支局

区分	発生回数及び継続時間																					測定単位 時間数 (B)	基準対象時間数 又は発生回数計 (A)																									
	第1時間(限)			第2時間(限)			第3時間(限)			第4時間(限)			第5時間(限)			第6時間(限)			第7時間(限)				95以上	90以上	85以上	80以上	75以上	70以上																				
	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)	上段 発生回数	下段 継続時間	音響の強度(デシベル)																											
授業時間又は訓練時間	95以上	94	89	84	79	74	95以上	94	89	84	79	74	95以上	94	89	84	79	74	95以上	94	89	84	79	74	95以上	94	89	84	79	74	95以上	94	89	84	79	74	95以上	94	89	84	79	74						
時間	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:	:	~	:															
測定年月日																																																
曜日																																																
合計																																																
平均値(1): $\frac{A}{B}$																																																
又は平均値(2): $\frac{A}{B}$																																																

注：継続時間の項は、単位時間内における音響の発生回数が昭和49年6月27日防衛施設庁告示第7号に定めるそれぞれの基準に達している場合は記入を省略することができる。

別記第3号様式（第4条関係）

病院等音響測定結果集計表（第I時刻区分）

時間 音響強度 測定年月日 曜日	8:00~9:00						9:00~10:00						10:00~11:00						11:00~12:00						12:00~13:00						13:00~14:00						14:00~15:00									
	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)	95 以 上	94)	89)	84)	79)	74)				
合計																																														
平均値(1) : $\frac{A}{B}$																																														

病院等音響測定結果集計表（第 I 時刻区分）

15:00~16:00						16:00~17:00						17:00~18:00						測定単位時間数 (B)	基準対象時間数 (A)					
95 以 上	94 〃 90	89 〃 85	84 〃 80	79 〃 75	74 〃 70	95 以 上	94 〃 90	89 〃 85	84 〃 80	79 〃 75	74 〃 70	95 以 上	94 〃 90	89 〃 85	84 〃 80	79 〃 75	74 〃 70		95 以 上	90 以 上	85 以 上	80 以 上	75 以 上	70 以 上
																		10						
																		10						
																		10						
																		10						
																		10						
																		10						
																		10						
																		70						

別記第4号様式（第4条関係）

病院等音響測定結果集計表（第II時刻区分）

時間 音響 強度 測定年月日 曜日	18:00~19:00						19:00~20:00						20:00~21:00						21:00~22:00						22:00~23:00						測定単位 時間数(B)	基準対象時間数(A)											
	95 以 上	94 〃	89 〃	84 〃	79 〃	74 〃	95 以 上	94 〃	89 〃	84 〃	79 〃	74 〃	95 以 上	94 〃	89 〃	84 〃	79 〃	74 〃	95 以 上	94 〃	89 〃	84 〃	79 〃	74 〃	95 以 上	94 〃	89 〃	84 〃	79 〃	74 〃	95 以 上	90 〃	85 〃	80 〃	75 〃	70 〃							
																																						5					
																																						5					
																																						5					
																																						5					
																																						5					
																																						5					
合計																															35												
平均値(1): $\frac{A}{B}$																																											

別記第5号様式 (第4条関係)

病院等音響測定結果集計表 (第Ⅲ時刻区分)

測定年月日 曜 日	23:00~24:00						0:00~1:00						1:00~2:00						2:00~3:00						3:00~4:00						4:00~5:00											
	95 以 上	94	89	84	79	74	95	94	89	84	79	74	95	94	89	84	79	74	95	94	89	84	79	74	95	94	89	84	79	74	95	94	89	84	79	74						
	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫
合 計																																										
平均値(1): $\frac{A}{B}$																																										

病院等音響測定結果集計表（第Ⅲ時刻区分）

5 : 00 ~ 6 : 00						6 : 00 ~ 7 : 00						7 : 00 ~ 8 : 00						測定単位時間数 (B)	基準対象時間数 (A)					
95 以 上	94 〃 90	89 〃 85	84 〃 80	79 〃 75	74 〃 70	95 以 上	94 〃 90	89 〃 85	84 〃 80	79 〃 75	74 〃 70	95 以 上	94 〃 90	89 〃 85	84 〃 80	79 〃 75	74 〃 70		95 以 上	90 以 上	85 以 上	80 以 上	75 以 上	70 以 上
																		9						
																		9						
																		9						
																		9						
																		9						
																		9						
																		9						
																		63						

別記第6号様式 (第4条関係)

保健所等音響測定結果集計表

測定年月日 曜日	時間 音響強度 (デシベル)		～					～					～					～					～					～					測定単位 時間数(B)	基準対象 時間数(A)								
	95 以上	94 ～ 90	89 ～ 85	84 ～ 80	79 ～ 75	74 ～ 70	95 以上	94 ～ 90	89 ～ 85	84 ～ 80	79 ～ 75	74 ～ 70	95 以上	94 ～ 90	89 ～ 85	84 ～ 80	79 ～ 75	74 ～ 70	95 以上	94 ～ 90	89 ～ 85	84 ～ 80	79 ～ 75	74 ～ 70	95 以上	94 ～ 90	89 ～ 85	84 ～ 80	79 ～ 75	74 ～ 70	95 以上	90 ～ 85		85 ～ 80	80 ～ 75	75 ～ 70	70 以上					
																																					8					
																																					8					
																																					8					
																																					8					
																																					8					
																																					4					
合計																																					52					
平均値： $\frac{A}{B}$																																										

発 簡 番 号
令和 年 月 日

音 響 状 況 等 報 告 書

防衛大臣 殿

防衛局長
防衛支局長

下記のとおり音響状況を確認したので意見を付して報告する。

記

- 1 施 設 名
- 2 施設所有者
- 3 音響測定実施期間
- 4 音 響 状 況
 - (1) 音響の強度 デシベル以上
 - (2) 平均値(1)又は(2)
- 5 音響源の種類
- 6 防音工事種別に対する^局支局の意見

注：この報告書を補助事業計画書に添付するときは発簡番号の記載を省略することができる。